

在学生の皆様へ

高等教育の修学支援新制度に係る取扱いに関して

本学は令和2年4月から実施されている「高等教育の修学支援新制度（入学金減免・授業料減免・給付型奨学金）」の対象校に認定されています。

本学では、納付金（授業料、施設費・諸会費）を所定の納入期日までに所定の金額を納入していただく必要があります。

（減免後の金額ではありませんので、ご注意ください。）

対象者であることを確認後に減免相当額を還付します。（還付時期については後日連絡の予定）

その他、手続きについてのご質問は下記までご連絡ください。

大阪大谷大学 学生課 TEL0721-24-0384